

(ii) 英国のEU離脱をめぐる動向

(英国・EU間の離脱交渉の状況)

16年6月の英国のEU離脱の是非を問う国民投票を受け、英国は17年3月29日、リスボン条約50条に基づき欧州理事会に正式にEU離脱を通告し、原則2年にわたる離脱交渉プロセスが開始された。離脱交渉の進め方については、英国・EU間で二段階のアプローチをとることで合意された。すなわち、第一段階として、(1)EU市民・英国市民の権利保護、(2)未払い分担金等の清算、(3)北アイルランド(英国)とアイルランド共和国の国境管理問題(北アイルランド国境管理問題)の3点を最優先課題として交渉し、これらに十分な進展が認められた場合に、第二段階として、離脱後の通商関係の交渉に移行することとされた。第一段階の最優先課題については、先送りされた部分もあるものの、17年12月には、英国・EU間で十分に進展したとの合意に至り、18年には交渉の第二段階へと進んだ(第2-3-47表)。

最優先課題の交渉状況を欧州委員会が18年3月に公表した英国のEU離脱に関する離脱協定案⁴⁰により確認すると、EU市民・英国市民の権利保護については、交渉官レベルで合意し、未払い分担金等の清算については、具体的な金額は未定⁴¹ながら、20年までのEU予算に係る負担等に関し合意している。北アイルランド国境管理問題については、ベルファスト合意⁴²の遵守等の基本的な方針が確認されたほか、英国・アイルランド間の人の移動の自由の確保⁴³や専門委員会の設置等で合意したが、多くの点が依然として未合意のまま残されている⁴⁴(詳細はコラム2-2参照)。

また、同協定案によれば、離脱後の激変緩和措置としての移行期間について、EU側

⁴⁰ 欧州委員会は、18年3月19日に英国のEU離脱に関する離脱協定案を公表。同協定案は、(1)交渉官レベルで合意し、法技術的な修正を残すのみの条文、(2)政治的目標(political objective)において合意したが、条文案の修正と明確化を必要とする条文、(3)EUが提案した案で議論中の条文に区分されている。

⁴¹ 英国予算責任庁(OBR)は、EU離脱に係る財政負担(19~64年)を414億ユーロ(371億ポンド)と試算している(Economic and Fiscal Outlook – March 2018)。

⁴² ベルファスト合意は、1998年4月に北アイルランドのベルファストにて英国政府、アイルランド政府及び北アイルランドの8つの政党間で締結された和平合意で、北アイルランド問題に係る和平プロセスの根底を成している。本合意後のアイルランド及び北アイルランドそれぞれの国民投票により、アイルランドは北アイルランドの領有権主張を放棄し、北アイルランドは、完全に英国の一部であることが確定した。

⁴³ 英国とアイルランド共和国間の人の移動の自由を確保するために設定された「共通旅行区域」(CTA: Common Travel Area)を維持するとしている。英国及びアイルランド市民は、「共通旅行区域」内は入管手続なしで自由に移動できる。

⁴⁴ EUは、アイルランド島に、自由貿易の確保のため島内に国境を設けない「共通規制地域」(Common Regulatory Area)を設定し、事実上、北アイルランドをEUの関税同盟に残すことを提案し、英国側から他の解決策が提示され、合意されない限り、当該案が適用されるとの規定を含む議定書案を示した。これに対し英国側は、英国の一体性を損なうとして反対し、対案を示す意向を示した(コラム2-2(注7)参照)。その後英国は、対案として解決策が合意されない場合には、20年12月末までの移行期間終了後も、英国を21年末までEU関税同盟に残すことなどを求める暫定関税措置案を示したが、EUは難色を示している。

の提案に基づき20年12月末までとすることなどが合意されている（第2-3-48表）⁴⁵。

18年3月のEU首脳会議では、今後の交渉のガイドラインとして、英国のEU離脱に伴う将来の枠組みに関する交渉指針が採択された。今後、19年3月29日の離脱期限を踏まえた事実上の合意期限とされる18年10月末まで⁴⁶に、北アイルランド国境管理問題を始めとする最優先課題の未合意部分ほか、通商等の将来の枠組みに関する交渉が継続される予定である。

⁴⁵ただし、EU側は、「全てが合意されるまでは、何も合意されない」（Nothing is agreed until everything is agreed）との基本原則を有しており（ガイドライン（17年4月29日欧州委員会）等）、移行期間については暫定合意という立場をとっている。このため、英国のEU離脱日（19年3月29日）までに離脱協定全体が合意できなければ、移行期間についての合意も無効となる。

⁴⁶18年10月中旬に予定されるEU首脳会議において最終合意し、EU及び英国の議会プロセスに進むことが期待されている。

第2-3-47表 英国・EUの離脱交渉をめぐる動き（2013～2018年）

年月日	当事国・地域	EU離脱交渉をめぐる動き
13年1月23日	英国	キャメロン英首相、EU残留・離脱を問う国民投票を実施する方針を表明
15年5月7日	英国	英下院総選挙（保守党は過半数を獲得し単独政権成立）
15年12月17日	英国	EU残留是非を問う国民投票の実施期限等を定めるEU国民投票法が成立
16年2月20日	英国	キャメロン英首相、EU残留・離脱を問う国民投票を16年6月23日に実施すると宣言
16年6月23日	英国	EU残留・離脱を問う国民投票（離脱派が勝利）
16年7月13日	英国	キャメロン英首相退任、メイ英首相就任
17年3月16日	英国	首相に離脱通知権限を付与するEU離脱通告法が成立
17年3月29日	英国	英国政府がEU側に正式に離脱通知
17年4月29日	EU	交渉指針（交渉の全体的枠組みと原則を定める）を採択（離脱交渉と将来的枠組み交渉を分ける段階的アプローチ等を内容）
17年5月22日	EU	交渉指令を採択、交渉開始を承認（EU側の交渉者である欧州委員会に対する交渉のガイドライン等を内容）
17年6月8日	英国	英下院総選挙（与党保守党は過半数割れ）
17年6月19日	英国・EU	第1回EU離脱交渉（交渉日程、進め方（二段階）、交渉の優先事項（在英国EU市民等の権利、未払い分担金等の清算、アイルランド国境管理問題）について合意）
17年7月13日	英国	英政府、英下院へEU法を一括して国内法化するEU法廃止法案を提出。審議開始
17年7月17～20日	英国・EU	第2回EU離脱交渉（双方の立場表明、離脱がベルファスト合意等に与える影響を議論）
17年8月28～31日	英国・EU	第3回EU離脱交渉（市民の権利について大きな進展なし、共通旅行区域の維持を議論）
17年9月22日	英国	フィレンツェにおけるメイ首相の演説（離脱交渉の打開を目指し、英国の方針（約2年間の移行期間の設定、EU加盟期間における金銭上のコミットの遵守、離脱後の関係等）を表明）
17年9月25～28日	英国・EU	第4回EU離脱交渉（市民の権利等について英国が一定の譲歩、共通旅行区域の維持を確認）
17年10月9～12日	英国・EU	第5回EU離脱交渉（未払い分担金等の清算について英国が具体的な金額を示さず、大きな進展はみられず）
17年11月9～10日	英国・EU	第6回EU離脱交渉（市民の権利は進展、未払い分担金等清算・国境管理問題は進展せず）
17年12月8日	英国・EU	欧州委員会は欧州理事会に対し、離脱交渉の第一段階に関して十分な進展があったことを認める旨を勧告
17年12月15日	EU	EU首脳会議にて、交渉の第一段階において「十分な進展」があったことを認定し、第二段階への移行を決定（交渉第二段階に関する交渉指針を採択）
18年1月17日	英国	英下院にて、EU法を一括して国内法化するEU法廃止法案を可決、法案審議は上院へ
18年1月29日	EU	EU総務理事会にて、移行期間に関する交渉指令を採択（移行期間を20年12月末までとする）
18年2月6～9日	英国・EU	EU離脱交渉（移行期間、離脱協定を巡る司法管轄、北アイルランド国境管理問題）
18年2月19～20日	英国・EU	EU離脱交渉（移行期間、北アイルランド国境管理問題）
18年2月26～27日	英国・EU	EU離脱交渉（移行期間、離脱協定のガバナンス等）
18年2月28日	EU	EUが未払い分担金や移行期間等を含む「離脱協定」の素案公表（北アイルランドをEUの関税同盟に残す可能性に言及）
18年3月2日	英国	メイ英首相が将来のEUとの経済連携に係る演説（司法管轄権や関税同盟撤退等従来の基本方針の確認にとどまり、北アイルランド国境管理問題の具体策は示さず）
18年3月5～7日	英国・EU	EU離脱交渉（北アイルランド国境管理問題、移行期間等）
18年3月7日	EU	欧州理事会が離脱後の英国との通商関係の選択肢はFTAのみとする交渉指針案を公表
18年3月13～15日	英国・EU	EU離脱交渉（北アイルランド国境管理問題、移行期間等）
18年3月16～19日	英国・EU	EU離脱交渉（移行期間、未払い分担金等）
18年3月19日	英国・EU	移行期間を20年12月末までとすることで暫定合意、北アイルランド国境管理問題は先送り
18年3月22～23日	英国・EU	EU首脳会議にて、英国の離脱後の移行期間について了承、FTA締結を軸とする今後の交渉方針を採択
18年4月16～18日	英国・EU	EU離脱交渉（将来の関係、北アイルランド国境管理問題等）
18年5月22～24日	英国・EU	EU離脱交渉（将来の関係、北アイルランド国境管理問題等）
18年6月5～8日	英国・EU	EU離脱交渉（北アイルランド国境管理問題、将来の関係等）
18年6月19～20日	英国・EU	EU離脱交渉（北アイルランド国境管理問題、将来の関係）
18年6月20日	英国	英上下両院にて、EU法廃止法案の修正案を可決
18年6月26日	英国	女王の裁可を経て、EU法廃止法が成立
18年6月29日	EU	EU首脳会議（北アイルランド国境管理問題、将来の関係について進展なし）
18年7月6日	英国	閣議にて、EU離脱後の関係をめぐる交渉指針を合意
18年7月12日	英国	EU離脱後の関係をめぐる交渉指針についての白書を公表

（備考）英国政府及び英国議会、欧州理事会及び欧州委員会並びに各種報道等より作成。

第2-3-48表 2018年3月時点の英国とEUの主な合意内容

離脱日	19年3月29日23時（英国時間）
移行期間	20年12月31日まで（離脱後21か月間）
移行期間中の権利・義務	<ul style="list-style-type: none"> ・EUの法令、政策への議決権なし ・単一市場と関税同盟に残留 ・移行期間中、第三国との通商交渉、通商協定締結可能（協定発効は移行期間後）
EU市民・英国市民の権利	<ul style="list-style-type: none"> ・移行期間中に英国に移住するEU市民、EU加盟国に移住する英国市民の権利は離脱前と同じ水準で保障
未払い分担金額	英国はEUの14～20年多年次予算枠組みで約束していた拠出金分を負担等
北アイルランド国境管理問題	英国・アイルランド間の人の移動の自由確保、専門委員会の設置等

（備考）欧州委員会及び各種報道等より作成。

（EU離脱をめぐる英国国内の状況）

英国国内においては、今後のEUからの離脱に伴い、現在国内で適用されているEU法を国内法に置き換える必要から、EU法廃止法案（European Union (Withdrawal) Bill）が、17年7月に政府から英国議会へ提出され、政府と議会との見解の相違により審議は難航したが⁴⁷、18年6月に上下両院で可決された。議会審議における修正により、英国政府とEUとの離脱に関する合意内容を議会の投票に諮り、合意内容を下院が否決した場合、又は、19年1月21日までにEUと合意に至らなかった場合に、英国政府はEUとの交渉についての新たな行動計画を議会に提出することが規定された。また、この行動計画については、下院議長の判断により政府に修正を指示できることとされている。

英国議会や欧州議会による離脱協定案の承認プロセスに要する時間を見込むと、事実上の合意期限は18年10月とされている。北アイルランド国境管理問題等の困難な課題も残っており、離脱交渉の行方は依然として不透明である。

（今後の英国・EUの通商関係）

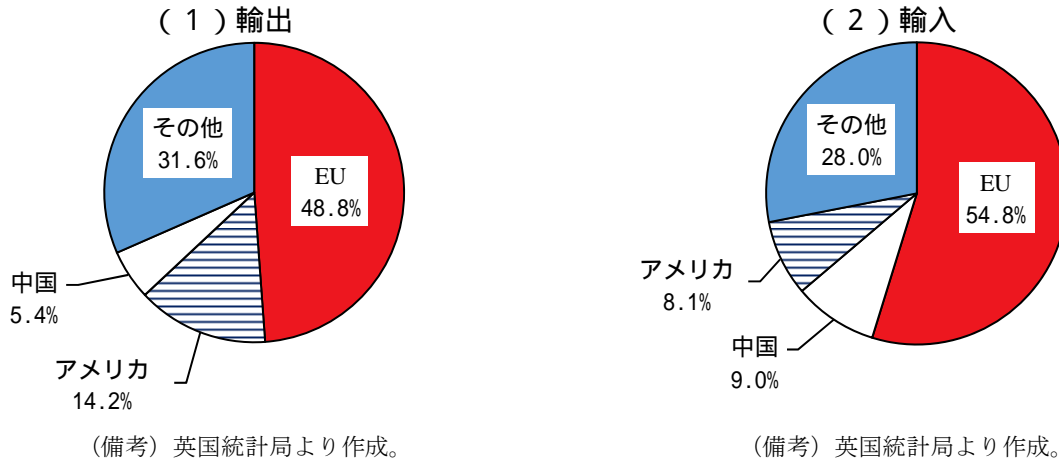
EU域内は、人・モノ・資本・サービスの4つの移動が自由な単一市場であり、域内の関税は関税同盟により無税である。英国の貿易においてEUは、輸出の48.8%、輸入の54.8%と大きなシェアを占めており（第2-3-49図）、これまで関税同盟による無税の恩恵を受けてきた。また、英国とEUは互いにサプライチェーンの一部を構成しており、多くの分野において英国・EU間で物品等の移動を伴いながら生産活動が行われている⁴⁸。何ら合意のない離脱（ハードブレグジット）となれば、人・モノ・資本・サービスの4

⁴⁷18年1月、英国議会下院は、英国政府とEUとの合意について、英国議会の承認を義務付ける修正案を可決した。18年5月には、上院が、EUとの関税同盟維持に向けた取組の議会への報告を義務付ける修正案や、EEA（European Economic Area：欧州経済地域）への残留交渉を求める修正案等を可決したが、これらは18年6月に下院において否決された。

⁴⁸14年の英国の中間財輸出入上位9品目におけるEUのウェイトは、60%を超えている(World Input-Output Database)。

つの移動の自由が失われ、円滑な生産活動が阻害されるおそれがある。

第2-3-49図 英国の財貿易相手国のシェア（2017年、金額ベース）



英国は、EUとの新たな通商関係について、従来のFTA（自由貿易協定）に含まれたことのない金融サービス⁴⁹等を含む広範な内容のFTAを目指すとしている（第2-3-50表）⁵⁰。これに対しEUは、18年3月にEU首脳会議で採択した交渉方針において、財貿易は全セクターで無関税を目指す一方で、サービス貿易については、離脱後は英国が共通の規制・監督等の枠組みに服さないことから、英国がEUのルールに基づいたサービス供与を行うことを目指すなどとしつつ、英国は権利に応じた義務を負担すべきであり、いわゆる「いいとこ取り」はあり得ないとの基本方針を示している⁵¹。

金融・保険サービスは、英国のサービス輸出の約30%を占め、英国が特に重視する分野と考えられるが、今後の交渉は難航が予想される。

⁴⁹ 現状では金融機関がEU加盟国のいずれか一か国で免許を取得すれば、EU単一市場内で業務を展開できる、いわゆる「単一パスポート制度」が存在するが、EUは、EU離脱に伴い英国は単一パスポートを失うとの立場を採っている。

⁵⁰ デービス前英国EU離脱相は、17年12月、EU・カナダ間の包括的経済貿易協定（CETA）を念頭に、英国の目指す貿易協定の在り方を「カナダ+++（プラス・プラス・プラス）」と表現し、CETAより広範な協定を目指す意向を示した。また、18年3月のメイ首相による将来のEUとの経済連携に係る演説においても同方針が示された。

⁵¹ トゥスクEU大統領は、18年3月、「いいとこ取り」（cherry picking）はあり得ない具体例として、ノルウェーモデルとカナダモデル双方の利点のみを、それに対応する義務を負担することなしに同時に得ることはできないという趣旨で、例えば、ノルウェーの権利とカナダの義務を同時に英国に与えることはできないと述べている。

第2-3-50表 既存の通商モデル



	単一市場へのアクセス				義務		
	関税免除	関税同盟 / EUのFTAへのアクセス	競争条件公平化 / 非関税障壁	金融業の単一パスポート	政策・規則	EU財政への拠出	人の移動の自由
EU加盟国							
英国 (EU離脱前)					ユーロ未参加	(一部払戻し)	
EEA (欧州経済領域)	ノルウェーモデル	農・水産品一部に関税あり	×	農・漁業は原則対象外		ほとんどのEUルール受入れ	社会・経済格差是正に係る基金負担、関連コスト支払あり
二国間協定	スイスモデル	農産物一部に関税あり	×	・対象業種は非関税障壁最小化 ・大部分のサービス業は対象外	×	対象業種はEUルール受入れ	新規加盟国援助、関連コスト支払あり
	トルコモデル	製造業品・加工農産物のみ無関税	・関税同盟は製造業品のみ対象 (EU対外通商政策の遵守義務) ・アクセス不可	・財貿易はほとんどの障壁を撤廃 ・非加工食品、サービス業は対象外	×	EU製品規格採用、EU並みの財貿易関連ルール約束	× (EU基金受取あり) × (ビザ免除を協議中)
	カナダモデル (CETA締結)	・農産物一部に関税あり ・移行期間は一部製品にも関税あり	×	サービス業の自由化は部分的	×	・対EU貿易はEU規格適合が必要 ・国際協定・標準が適用	×
経済協定非締結	WTOモデル	EU域外関税適用	×	国際協定・標準が適用	×	対EU貿易はEU規格適合が必要	×

(備考) 1. 英国政府資料より作成。
 2. EEA (European Economic Area: 欧州経済領域) は、EUにノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを含めた共同市場。
 3. CETA (Canada-EU Comprehensive Economic and Trade Agreement: EU・カナダ包括的貿易投資協定) はEU、カナダ間の自由貿易協定。一部の農産物を除き、製品の98%で関税を撤廃。サービス業の自由化は部分的で、金融サービスの自由化は認められていない。

コラム 2 - 2 : 北アイルランド国境管理問題

英国のEU離脱交渉において重要な争点となっている北アイルランド国境管理問題について、経緯及び利害関係者の主張について概観する。

1 . アイルランド・北アイルランド間の国境の経緯と貿易

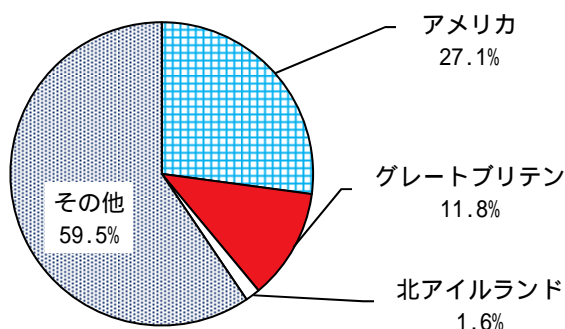
北アイルランドとアイルランドの国境は、アイルランド独立戦争（1919～21年）の勃発後の1920年に英国政府によりアイルランド統治法が制定され、アイルランドを北アイルランドと南アイルランドに分割し、それぞれ独自の議会と自治権が認められたことにより設定された^(注1)。また、23年には、北アイルランド・アイルランド間の国境に税関が設置された。

1965年にアイルランド・英国間で自由貿易地域協定が締結され、73年には、アイルランド、英国ともにEEC（欧州経済共同体）^(注2)に加盟し、工業製品が自由貿易の対象となった。93年のEU（欧州連合）発足に伴い、EU加盟国間の人・モノ・資本・サービスの4つの自由が保証される単一市場が形成され、北アイルランドとアイルランド間の税関も撤去された。さらに、98年のベルファスト合意以降は、北アイルランド・アイルランド間の国境の検問も廃止された^(注3)。

英国・アイルランド間の財貿易において、特にアイルランドにとって英国は主要な貿易相手であり、仮にモノの移動の自由が制限された場合、その影響は大きいと考えられる（図1、図2）。また、約1.5万人（2011年）が、北アイルランド・アイルランド間の国境を越えて通勤・通学を行っており^(注4)、仮に国境管理が復活した場合、日常生活にも大きな支障が生じると考えられる。

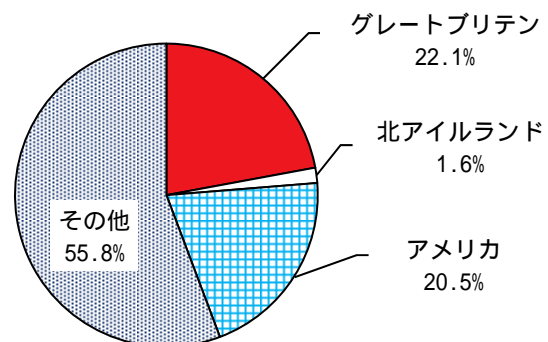
図1 アイルランドの財貿易（2017年、金額ベース）

(1) アイルランドの輸出



(備考) アイルランド中央統計局より作成。

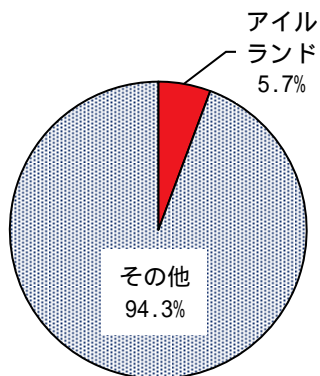
(2) アイルランドの輸入



(備考) アイルランド中央統計局より作成。

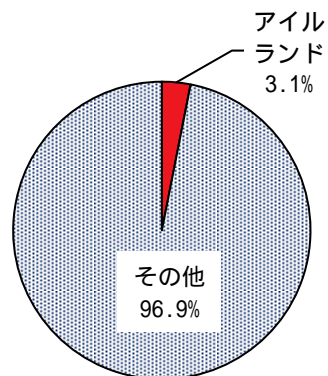
図2 英国の財貿易（2017年、金額ベース）

(1) 英国の輸出



(備考) 英国統計局より作成。

(2) 英国の輸入



(備考) 英国統計局より作成。

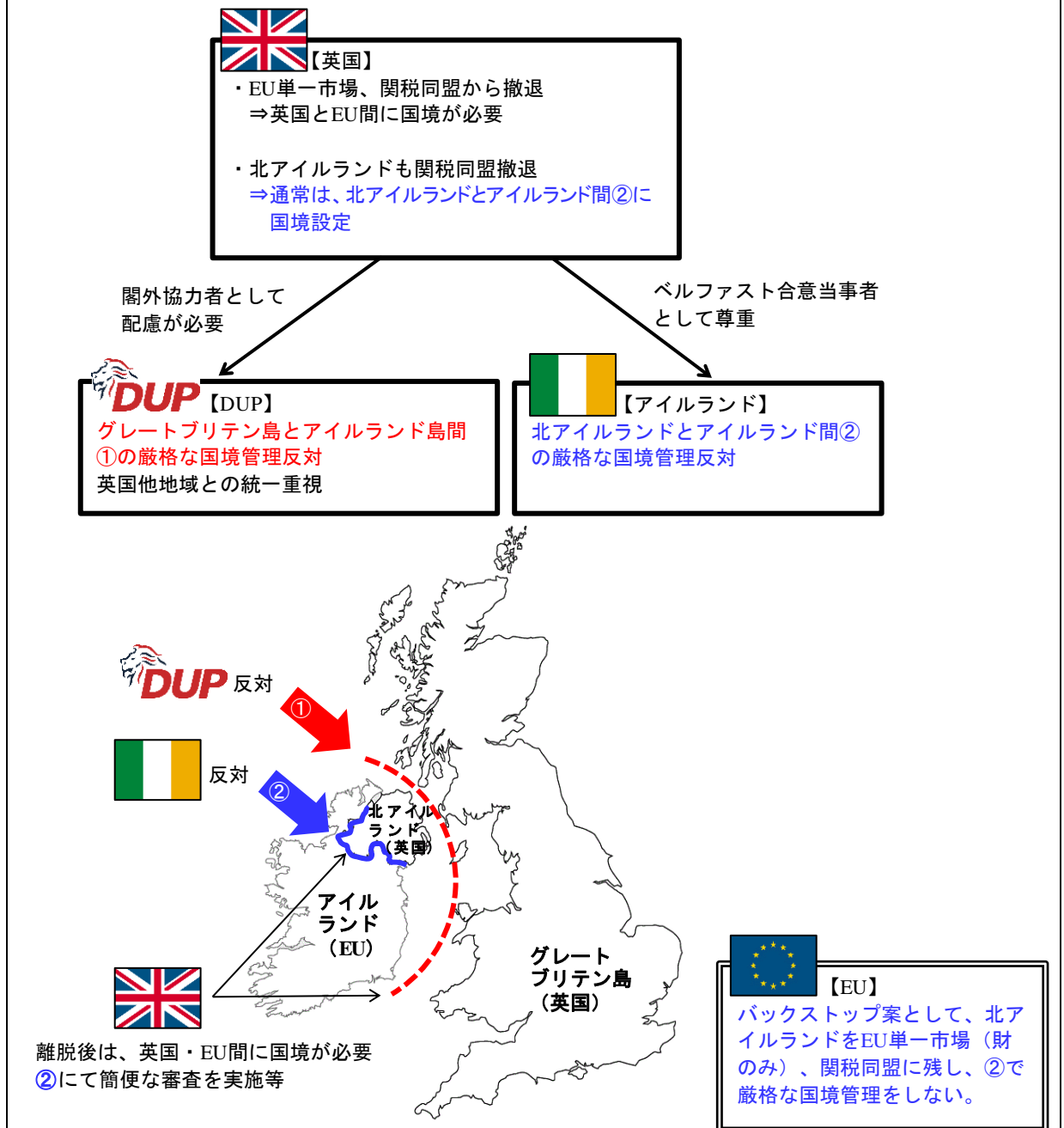
2. 北アイルランド国境管理問題に対する関係者の主張

次に、英国のEU離脱交渉に伴い、関係者が北アイルランドの国境管理問題についてどのような主張を行っているかを整理する。

英国与党の保守党は、17年6月の下院総選挙の結果、単独過半数を維持できず、北アイルランドの地域政党で英国との統一を志向するDUP（民主統一党）からの閣外協力を得て過半数を確保している。DUPは、アイルランドとの間では共通旅行区域を維持する一方で、北アイルランドに特例が適用されることで、単一市場と関税同盟からの離脱に伴い厳格な管理を要する事実上の国境がグレートブリテン島・アイルランド島間に導入されること（ハードボーダー）に反対するとの立場を表明している（注⁵）。他方、アイルランド政府は、北アイルランド和平の根幹を定めたベルファスト合意の当事者として、厳格な国境管理の復活に反対している（注⁶）。これらはいずれも、EU離脱に伴い単一市場、関税同盟から脱退するとの英国政府の方針と矛盾しており、北アイルランド国境管理問題の解決を極めて困難なものとしている（図3）。

英国とEUは、ベルファスト合意の尊重という基本的な方針では合意しているが、英国政府は、北アイルランド・アイルランド間の厳格な国境管理を回避するための具体案をいまだ示すことができていない。代替案が合意されない場合は、北アイルランドをEU単一市場、関税同盟に残留させることをEUは提案している（注⁷）。今後、英国において関係者間で納得できる解決策が模索されていくことになるが、その交渉は難航が見込まれる。

図3 北アイルランド国境管理問題各当事者の主張



(備考) 各種資料より作成。

(注1) 北アイルランドは、自治権を有しつつ英国の一部として残った。1922年には、アイルランド独立戦争の休戦条約として締結された英愛条約に基づきアイルランド全島がアイルランド自由国として英国の自治領となったが、北アイルランドはアイルランド自由国からの離脱を決定、英国への再編入を英国に通告した。なお、英愛条約では、北アイルランドには条約発効後1か月以内はアイルランド自由国から離脱する権利が与えられていた。

(注2) 1967年にECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）とEuratom（欧州原子力共同体）が統合され、EU（欧州連合）の前身組織であるEC（欧州共同体）が設立された。

(注3) 人の移動の自由の確保を目指す「共通旅行区域 (CTA : Common Travel Area)」の淵源は1920年代に遡るが、ベルファスト合意後の合意内容の実施において、英国・アイルランド間の人の移動の自由の原則は象徴的な意味を持った (HM Government (2017b))。

(注4) アイルランド中央統計局による。

(注5) DUP (民主統一党) は、ソフトブレグジットでもハードブレグジットでもない「賢明なブレグジット」 (sensible Brexit) を主張している。賢明なブレグジットとは、共通旅行区域の維持、十分な移行期間によるビジネスの激変回避、EU移民の経済・社会への貢献に対する評価と強固で実践的な新たな国境政策への支持、英国・EU間の包括的な協定の締結等を意味すると説明する一方で、賢明でないものは、北アイルランドが最大の市場 (英国の他地域) から孤立することであると述べている。

(注6) 北アイルランド・アイルランド間の厳格な国境管理の導入は、南北協力 (北アイルランド・アイルランド間の協力) を保護するベルファスト合意の理念に反する。

(注7) ただし、メイ首相は、18年5月17日のユンカー欧州委員会委員長、トゥスクEU大統領及びバラッカー・アイルランド首相との会合において、アイルランド・北アイルランドの国境に関するEUの提案は受け入れられず、英国独自の提案を行う意向を示した。

2. ユーロ圏及び英国経済の見通しと主なリスク要因

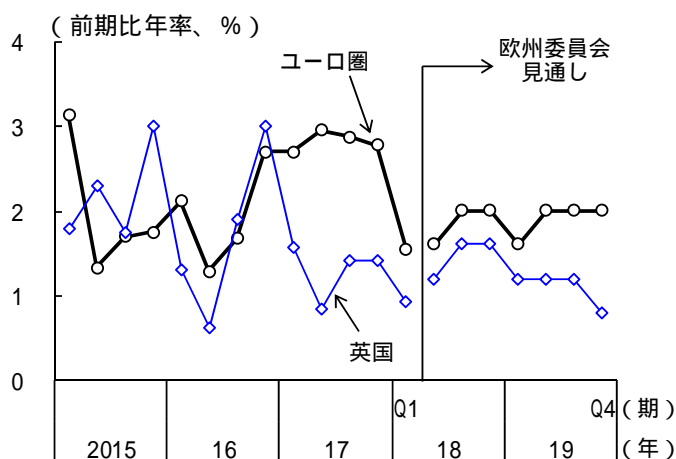
(ユーロ圏では緩やかな回復が続く一方、英国では失業率低下の中、潜在成長率を下回る成長)

ユーロ圏の景気は、雇用情勢の改善に支えられた個人消費の増加、良好な金融環境・企業収益等に支えられた設備投資の緩やかな増加、世界経済の緩やかな回復による輸出の持ち直しにより、引き続き緩やかな回復が続くと期待される。

英国では、継続するEU離脱問題に係る不透明感の影響から、企業の設備投資が抑制されるなど、景気回復が更に緩やかになることが見込まれる。

国際機関等による経済見通しでは、ユーロ圏では緩やかな回復が続き、英国では回復が緩やかになると見込まれている(第2-3-51図、第2-3-52表)。

第2-3-51図 ユーロ圏及び英国
の実質経済成長率



(備考) 1. ユーロスタット、英国統計局及び欧州委員会より作成。
2. 見通しは前期比で公表されるため、内閣府で年率換算。

第2-3-52表 ユーロ圏及び英国
の国際機関等の見通し

		(前年比、%)	
		2018年	2019年
欧州委員会 (2018年7月)	ユーロ圏	2.1	2.0
	ドイツ	1.9	1.9
	フランス	1.7	1.7
	英国	1.3	1.2
OECD (2018年5月)	ユーロ圏	2.2	2.1
	ドイツ	2.1	2.1
	フランス	1.9	1.9
	英国	1.4	1.3
IMF (2018年7月)	ユーロ圏	2.2	1.9
	ドイツ	2.2	2.1
	フランス	1.8	1.7
	英国	1.4	1.5
ECB (2018年6月)	ユーロ圏	2.1	1.9
BOE (2018年5月)	英国	1.4	1.7

(備考) 欧州委員会 “European Economic Forecast, Summer 2018 (Interim)”
OECD “Economic Outlook, May 2018”
IMF “World Economic Outlook Update, July 2018”
ECB “June 2018, Eurosystem staff macroeconomic projections for the euro area”
BOE “Inflation Report, May 2018”より作成。

（主なリスク要因）

ユーロ圏及び英国における当面の主なリスク要因として、以下が考えられる。

（１）英国のEU離脱問題

英国のEU離脱については、第二段階の交渉への移行の後、離脱後の移行期間について合意するなど一定の進展もみられたものの、今後のEU・英国間の通商関係やアイルランド国境管理問題等の重要課題が残されており、これらの交渉が不調となる場合や英国議会の対応次第では、いわゆるハードブレグジットの可能性も依然として存在する（前掲第2-3-47表）。EU離脱交渉の不透明感による企業・消費者マインドの悪化や企業の設備投資の抑制等から景気回復は緩やかになっており、また、企業の一部業務の移転⁵²や移民の減少といった動きもみられる。今後の交渉には時間的制約があり、残された課題の性質も踏まえると、EU離脱問題の行方は依然として不透明である。

（２）通商政策の動向

アメリカ政府は18年3月に鉄鋼・アルミの輸入に追加関税を課すとの措置を公表し、EUに対しては6月よりこれを適用した。さらに、5月には自動車輸入がアメリカ国内の安全保障に与える影響について調査を開始した。貿易制限的な通商政策が推し進められた場合には、それに対する報復措置も加わり、貿易・投資の縮小をもたらし、経済にマイナスの影響を与えることから、通商政策の不確実性に留意が必要である⁵³。

（３）反移民・反グローバル化の動向

17年9月のドイツ総選挙⁵⁴では、反移民等を掲げる政党が議席を伸ばした。18年3月のイタリア総選挙⁵⁵では、EUに懐疑的な政党による政権が発足し、政策の不透明感によりイタリア長期金利は上昇した（第2-3-53図）。財政規律の維持⁵⁶等EU加盟国としての

⁵²英国調達供給協会による2,204社のサプライチェーンマネージャーに対する調査では、英国のEU離脱に伴うリスク回避のため、英国企業と取引のあるEU企業の14%が英国外に一部業務を移転したと報告されている（18年3月20日公表、調査期間は18年2～3月上旬）。

⁵³EU外輸出（17年）のうちアメリカ向け輸出は国別で1位（シェア20%、EU内を含めた輸出シェアは約7%）。アメリカ向け輸出のうち、鉄鋼・アルミは約2%、自動車は約10%を占める。

⁵⁴17年9月24日に実施されたドイツの総選挙では、与党のキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）及び社会民主党（SPD）が得票率を大きく落とした一方で、反移民を掲げる「ドイツのための選択肢（AfD）」が初めて議席を獲得し、第三党となった。総選挙後、CDU/CSUとSPDとの連立がSPD党員の投票による承認を経て決着するなど連立協議は難航し、総選挙から18年3月14日の連立政権発足までに6か月弱を要したが、最終的には総選挙前と同様のCDU/CSUとSPDの大連立政権となった。なお、SPDとの連立の成立により、AfDが野党第一党となった。

⁵⁵18年3月4日に実施されたイタリア総選挙において、得票率は中道右派連合、五つ星運動、中道左派の順となり、いずれの政党・政党グループも過半数に達しない、いわゆるハング・パラメントとなった。3月24日の上下両院議長選挙では、上院議長は中道右派のフォルツァ・イタリア（FI）、下院議長は五つ星運動から選出され、6月6日、五つ星運動及び同盟による連立政権が発足した。

⁵⁶EU加盟国は、単年度の一般政府の財政赤字がGDP比3%を上回らず、債務残高がGDP比60%を下回ることが求めら

新政権の対応が注目される。このほか、17年3月のオランダ総選挙、5月のフランス大統領選挙では、EU離脱等を掲げる急進右派候補の得票は伸びず、大きな混乱をもたらす結果には至らなかったものの、10月のオーストリア総選挙⁵⁷では反移民等を掲げる政党が議席を伸ばした。今後も、政治情勢の変化に伴う経済政策の不確実性の影響に留意する必要がある⁵⁸。

また、スペインのカタルーニャ自治州独立問題⁵⁹を始めとする分離独立問題⁶⁰が経済に与える影響にも注意が必要である。

(4) その他のリスク要因

ヨーロッパでは、英国、フランス、ドイツ等で依然としてテロが頻発しており、イスラム過激派組織（ISIL）との関係も指摘されている。テロのリスクは企業・消費者のマインドの悪化、観光客の減少等を通じて、景気を下押しする可能性がある。

外国為替市場の動向、特に、17年半ば頃からのユーロ高が物価や輸出等を通じて経済全体に与える影響に注意が必要である。

また、一部の銀行の不良債権問題等に起因する金融市場の変動に引き続き注意が必要である⁶¹。

れている。イタリア新政権は、所得税減税やベーシックインカムを導入等、財政拡張的な政策を掲げている。

⁵⁷オーストリアでは、17年12月18日に中道右派の国民党と反移民を掲げる自由党による連立政権が発足した。

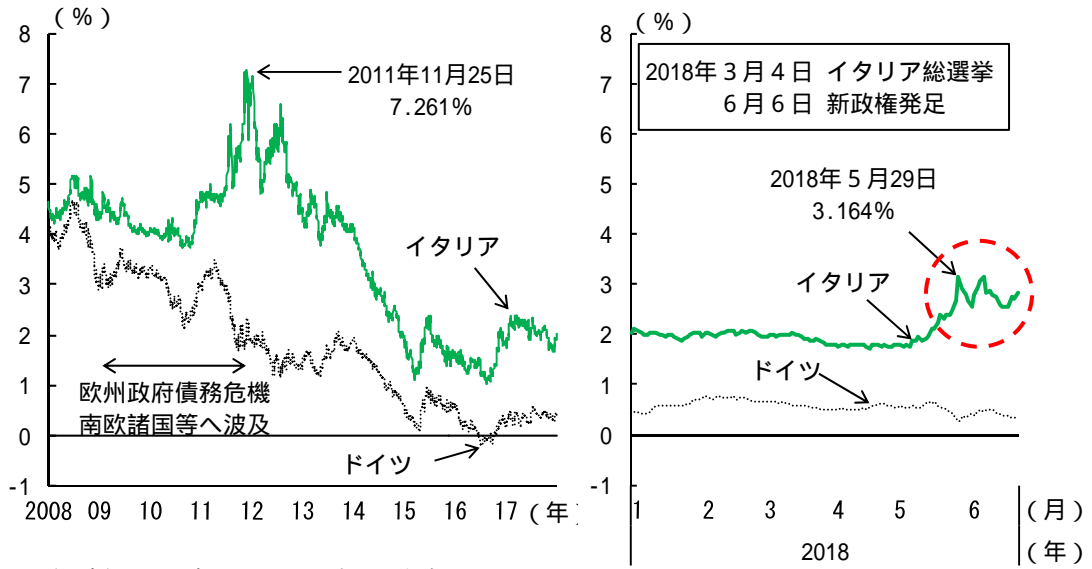
⁵⁸ユーロ圏外では、17年10月のチェコ下院選でポピュリズム政党が議席を伸ばしたほか、18年4月のハンガリー国民議会選挙では反移民等を掲げる現首相率いる与党連合が圧勝した。

⁵⁹スペインのカタルーニャ自治州は、17年10月1日に独立を問う住民投票を実施し、投票者の約9割が独立に賛成した（投票率は約4割）。同州と中央政府が独立の是非を巡り激しく対立する中、10月27日、カタルーニャ自治州議会が独立宣言を可決したのに対し、中央政府は、憲法第155条に基づく同州の自治権の停止、州首相・閣僚の罷免、州議会の解散及び州議会選挙の実施（12月21日）を発表した。前州首相は、国家反逆罪等で起訴され、ベルギーに出国・滞在していたが、11月8日にスペイン憲法裁判所は州政府による独立宣言を無効とする判決を下した。12月21日の州議会選挙の結果、独立反対派の中道右派政党が第一党となる一方で、独立派の3党が過半数を獲得したが、スペイン憲法裁判所が国外に滞在する前州首相の再任を認めないとの判断を下したため、5月14日、独立派で無所属の議員が次期州首相に選出され、6月2日、カタルーニャ自治州新政府が発足した。

⁶⁰潜在的な分離独立問題として、英国のスコットランドや北アイルランド、イタリアの北部イタリア、ベルギーのフランドル地方等が指摘されている。

⁶¹16年7月にEBA（欧州銀行監督機構）が主要51行を対象にストレステストを実施し、EU内の銀行部門全体としては健全であるものの、個別行の結果には大きなばらつきがあるとの結果を公表している。イタリアでは、依然、銀行全体の不良債権比率が高止まりしている。また、ECBは18年3月、17年3月に公表した不良債権ガイドラインの追加として、不良債権の引当金計上に係る監督上の基準を公表した。

第2-3-53図 イタリアの長期金利



(備考) 1. ブルームバーグより作成。
 2. 長期金利は、イタリア国債10年物、ドイツ国債10年物の利回り。